

特定非営利活動法人 ウェーブ

定 款

# 特定非営利活動法人ウエーブ

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人ウエーブという。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を広島県福山市北吉津町三丁目 12 番 11 号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、高齢者、障害児者、ニート、引きこもり、外国人など社会的に困難な状況にある人々が、地域社会で自立できる環境を作るため、相談、訪問支援事業及び雇用支援事業等を行い、福祉社会の推進に寄与するとともに、人々の交流や相互理解を促進することにより、助け合いの精神や絆を深め、全ての人々が健やかに暮らせる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (12) 観光の振興を図る活動
- (13) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者、障害児者、ニート、引きこもり等とその家族、外国人の地域生活支援に関する事業
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護事業
- (3) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 地域住民交流促進事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を実践する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、資金協力を行う個人及び団体

(入会)

**第7条** この法人の正会員になろうとするものは、別に定める申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申込者が、第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、正会員として登録し、これを通知するものとする。
- 3 賛助会員になろうとするものは、別に定める会費等を納入することで、賛助会員となることができる。

(会費)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3ヶ月の間会費を滞納し、継続が不可能と判断されたとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ除名通知を発信すると同時に、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

**第12条** 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## **第4章 役員**

(種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長及び副理事長とする。

(選任等)

**第14条** 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第18条** 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事の解任は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て行われる。

3 前2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 会議

(種別)

**第20条** この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

**第21条** 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

**第22条** 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

2 理事会はこの定款が定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 会費の額
- (5) その他総会に付すべき事項

(会議の開催)

**第23条** 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(会議の招集)

**第24条** 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第2項第1号及び第2号又は第3項第2号の規定による請求があったときは、理事長は会議を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的及び審議事項を記載した招集通知を、開催日の2週間前までに発して行わなければならない。

4 理事会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的及び審議事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

**第25条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数)

**第26条** 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に成立することとする。

(会議の議決)

**第27条** 総会は出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会は理事総数の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 総会及び理事会において、第24条第3項及び第4項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することはできない。

(表決権)

**第28条** 総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の正会員を代理として表決権を行使することができる。

2 理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。

3 総会及び理事会の議決について、前項の規定により表決した構成員は、出席したものとみなす。

(議事録)

**第29条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数（書面表決者は、その旨付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名

しなければならない。

## 第6章 資産

(構成)

**第30条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

**第31条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

**第32条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

**第33条** この法人の経費は、資産をもって支弁する。

## 第7章 会計

(会計の原則)

**第34条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

**第35条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

**第36条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

**第37条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出すること



ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散した場合は、理事が清算人になる。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人は、この法人の事務を処理するために事務局をおく。  
2 事務局には、事務局及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鼻戸 秀行
理事	上田 憲一郎
理事	三輪 恒子
理事	平岡 純

理事 有安 孝介  
理事 池田 秀  
監事 神垣 寛二

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	年会費	1,000 円
(2) 正会員（団体）	年会費	3,000 円
(3) 賛助会員	年会費	500 円

これは、当法人の現行定款に相違ありません。

平成 24 年 4 月 26 日

特定非営利活動法人ウエーブ

理事長 鼻戸 秀行

